

平成30年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 6 月 会 議 会 議 録 (第 2 日)

議事日程 (第 2 号)

平成30年 6 月 14 日 午前10時00分開議

日程第 1	議会運営委員会委員の辞任について	許可
追加日程 第 1	議会運営委員会委員の選任について	決定
日程第 2	議会広報特別委員会委員の辞任について	許可
追加日程 第 2	議会広報特別委員会委員の選任について	決定
日程第 3	報告第 2 号 壱岐市税条例の一部改正に係る専決処分の報告について	質疑なし、 報告済
日程第 4	報告第 3 号 壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告について	質疑なし、 報告済
日程第 5	報告第 4 号 平成 2 9 年度壱岐市一般会計補正予算 (第 1 2 号) の専決処分の報告について	質疑なし、 報告済
日程第 6	報告第 5 号 平成 2 9 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号) の専決処分の報告について	質疑なし、 報告済
日程第 7	報告第 6 号 平成 2 9 年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	質疑なし、 報告済
日程第 8	報告第 7 号 平成 2 9 年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	質疑なし、 報告済
日程第 9	報告第 8 号 平成 2 9 年度壱岐市一般会計予算の事故繰越し繰越計算書の報告について	質疑あり、 報告済
日程第10	報告第 9 号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	質疑なし、 報告済
日程第11	議案第40号 壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第12	議案第41号 壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第13	議案第42号 武生水 B 辺地 (変更)、渡良 A 辺地 (変更)、勝本辺地 (変更)、東可須辺地 (変更)、石田辺地 (変更)、池田辺地 (変更)、筒城辺地 (変更)、志原 A 辺地、深江辺地及び諸吉辺地に係る総合整備計画の策定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託

日程第14	議案第43号	壱岐市公営住宅等長寿命化計画の作成について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第15	議案第44号	市道路線の廃止について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第16	議案第45号	壱岐市役所庁舎耐震改修工事（勝本庁舎） 建築工事請負契約の変更について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第17	議案第46号	水槽付消防ポンプ自動車1台購入契約の締結について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第18	議案第47号	平成30年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）	質疑なし、 予算特別委員会付託
日程第19	議案第48号	平成30年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第20	議案第49号	平成30年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第21	陳情第2号	壱岐海域における海砂採取に関する陳情書	産業建設常任委員会付託
日程第22	要望第1号	壱岐島開発総合センターの調理室等の改修について	総務文教厚生常任委員会付託
日程第23	議案第50号	石田町幼保連携型認定こども園新築工事（建築主体工事）請負契約の締結について	市民部長説明、質疑なし、 委員会付託省略、討論なし、 可決

---

本日の会議に付した事件

（議事日程第2号に同じ）

---

出席議員（15名）

1番 山川 忠久君	2番 山内 豊君
3番 植村 圭司君	4番 清水 修君
5番 赤木 貴尚君	6番 土谷 勇二君
7番 久保田恒憲君	9番 音嶋 正吾君
10番 町田 正一君	11番 鶴瀬 和博君
12番 中田 恭一君	13番 市山 繁君
14番 牧永 護君	15番 豊坂 敏文君
16番 小金丸益明君	

---

欠席議員（1名）

8番 呼子 好君

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 米村 和久君 事務局次長 村田 靖君  
事務局係長 折田 浩章君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 白川 博一君 副市長 …………… 中原 康壽君  
教育長 …………… 久保田良和君 総務部長 …………… 久間 博喜君  
企画振興部長 …………… 本田 政明君 市民部長 …………… 原田憲一郎君  
保健環境部長 …………… 高下 正和君 建設部長 …………… 永田秀次郎君  
農林水産部長 …………… 井戸川由明君 教育次長 …………… 堀江 敬治君  
消防本部消防長 …………… 下條 優治君 総務課長 …………… 中上 良二君  
財政課長 …………… 松尾 勝則君 会計管理者 …………… 平田恵利子君

---

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。壱岐新報社ほか2名の方から報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしております。

呼子議員から欠席の届け出があっております。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日までに白川市長より追加議案1件を受理しております。

---

**日程第1. 議会運営委員会委員の辞任について**

○議長（小金丸益明君） 日程第1、議会運営委員会委員の辞任についてを議題とします。

6月5日、呼子好議員から一身上の理由により、議会運営委員会委員を辞任したいとの申し出があっております。

お諮りします。本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、呼子好議員の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

ただいま議会運営委員会委員が欠員となりました。

お諮りします。呼子好議会運営委員会委員の辞任に伴い、議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

### 追加日程第1. 議会運営委員会委員の選任について

○議長（小金丸益明君） 追加日程第1、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任について、委員会条例第8条第1項の規定により、議長より指名したいと思います。議会運営委員会委員に中田恭一議員を指名します。

ただいま指名いたしました中田恭一議員を議会運営委員会委員に指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員に中田恭一議員とすることに決定いたしました。

---

### 日程第2. 議会広報特別委員会委員の辞任について

○議長（小金丸益明君） 日程第2、議会広報特別委員会委員の辞任についてを議題といたします。

6月12日、中田恭一議員から一身上の理由により、議会広報特別委員会委員を辞任したいとの申し出があります。地方自治法第117条の規定によって、中田恭一議員の退場を求めます。

〔議員（12番、中田 恭一君） 退場〕

○議長（小金丸益明君） お諮りします。本件は、申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、中田恭一議員の議会広報特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

中田恭一議員の除斥を解き、入場を許可します。

〔議員（12番、中田 恭一君） 入場〕

○議長（小金丸益明君） ただいま議会広報特別委員会委員が欠員となりました。

お諮りします。中田恭一議会広報特別委員会委員の辞任に伴い、議会広報特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、議会広報特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

### 追加日程第2. 議会運営委員会委員の選任について

○議長（小金丸益明君） 追加日程第2、議会広報委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議会広報特別委員会委員の選任について、委員会条例第8条第1項の規定により、議長より指名したいと思います。議会広報特別委員会委員に呼子好議員を指名します。

ただいま指名いたしました呼子好議員を議会広報特別委員会委員に指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、議会広報特別委員会委員は呼子好議員とすることに決定いたしました。

---

### 日程第3. 報告第2号～日程第10. 報告第9号

○議長（小金丸益明君） 日程第3、報告第2号壱岐市税条例の一部改正に係る専決処分の報告についてから、日程第10、報告第9号損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告についてまでの8件を議題とし、これから一括して質疑を行います。

質疑の通告がっておりますので、これを許します。9番、音嶋正吾議員。

○議員（9番 音嶋 正吾君） 報告第8号、平成28年度長崎県原子力災害対策事業についての事故繰越に関して、お尋ねをいたします。

本工事は、平成29年10月27日に締結をしており、第2回目の変更を平成30年3月2日に契約変更をいたしております。28年度の予算が計上されたのが、採択されたのが28年10月、そして28年12月議会で明許繰越をいたしております。そして、このたび、事故繰越をするに至った要因、経緯を説明を願いたいと思います。

要するに、地方自治法220条3項のくだりの部分、または財政法42条のくだりの部分に、事故繰越をする場合においては議会の報告を受けるということになっておりますので、そのことは熟慮いたしております。本市市政を率いてから始めてのことです。明許繰越をし、かつ事故繰越をするということに対して、やはりこれは一つのどういいますか、今後こういう事例が、例えば災害復旧工事、甚大な災害復旧工事なんかにも、これは適用し得ると思うわけですね。

ですから、いわゆる会計検査院が示しておりますのは、事故繰越をする場合においては、約

12項目等がございます。その代表的なものとして、いわゆる資材の供給が滞ったとか、そして突発的な事故が発生したとか、地権者との合意形成ができなかったとか、もろもろの12項目がございます。事務局の説明によりますと、今回は、天候不良のために資材運搬ができなかったということを繰り越しの要因にしておるということをお聞きをいたしております。

それにしても、一つ、要するに事業を採択したのは、28年の10月でありますので、12月議会で明許繰越をしておるのはわかっております。しかし、今回の発注が第3四半期であります10月の27日に契約に至った、これは非常に我々からすると遅いと考えております。そして、年度内であれば、正直、標準工期がとれないという事態は目に見えております。なぜここまでおくれたのかの経緯についての説明を求めたい。

そして、玄海原発が稼働したのは、3月31日、3号機が。そして、これは配管の水漏れで一時停止をしております。そしてまた、4号機においては、5月3日に一時冷却水の循環ポンプの水の流速が通常の2倍を超えるトラブルを発生しております。こういう甚大かつ、これが放射能漏れ事故に直面したときに、どう住民の安全を担保するのか、壱岐市長の見解でも明らかに原発再稼働には反対であります。そして、本市壱岐市議会は、決議まで採択をしております。

こうした中に、余りにもこの現実と乖離したことが行われておる。かけ離れたことが行われておる。私は、この件に憂慮しております。こうした一連の経緯、まず事故繰越をするに至った要因、次に28年度事業を明許繰越をし、さらに事故繰越をするに至った理由、そして玄海原発との整合性、再稼働に対する整合性についての見解、そして最後に一連の経緯を踏まえて、市長の御見解を賜りたい。

以上について、執行側の答弁を求めます。

○議長（小金丸益明君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 皆様、おはようございます。

音嶋議員の質問にお答えをいたします。

今、通告されました中で市長の見解をとということでございますので、それにつきましては、私の答弁の後に市長の見解という形で答弁をさせていただきたいと思っております。

この通告書の中で、契約工期の部分の明記の分については、先般、議会運営委員会での要望に対して含めるところがございましたので、議長名で回答させていただいておりますけれども、その方針でよろしいですか。はい。ありがとうございます。

それでは、次の質問の中で、事故繰越に係る契約内容等について、まず資料の要求がっておりますので、それも含めて原因、説明をさせていただきます。

タブレットのほうのサイドボックスに、事故繰越に係る契約内容等、報告第8号という形で上げております。お開きを願いたいと思います。

この資料は、報告第8号の平成29年度壱岐市一般会計事故繰越し繰越計算書の長崎県原子力災害対策事業の繰越し翌年度繰越額、これが4億781万6,940円の内訳として、事故繰越を行った業務の名称、請負業者、契約工期、変更契約工期、変更理由、前払い金、繰越額を一例案でお示しをしております。

なお、下段に記載しております普通旅費及び船車借上料は、関連経費でございまして、支出負担行為がなされていなくても繰り越しができるということになっております。

事故繰越の理由は、長島と原島の工事現場までの工事着工後の天候不良による時化によって、建設資機材等の海上輸送が計画どおりに進行できず、不測の日数を要したためでございます。

参考でございますが、平成29年11月1日から平成30年3月31日までの工期と重なりますが、5カ月間の中で発表されました警報注意報、これが38回ございました。大量の建築資材や大型のトラック、重機は、台船を利用して運搬を行っておりますが、台船は2艘のタグボートで曳航します。波のある場合には、港への接岸が難しいため、運航の見合わせが頻発し、計画どおりの運搬ができておりません。

また、この間、フェリーみしまも、6回欠航するほどの、例年になく季節風による海上の時化の影響は大きいものでございました。細かい状況でありますと、フェリーへの人の乗船は可能でも、車両甲板の安全及び接岸の安全確保の点から、トラック等の車両の運搬を断ったケースも多々あると報告を受けております。

次に、平成28年度事業採択された事業を、平成29年度に明許繰越をして、第3四半期に入札執行となった理由ということでございますけれども、これにつきましては、本工事は、平成28年度長崎県原子力災害対策事業費補助金の事業として実施をしております、補助対象事業費の10割補助となっております。なお、長崎県は、国の原子力災害対策事業費補助金事業として取り組んでおりまして、補助金は、国から県、県から壱岐市へという流れになっております。

本事業は、国の補正予算決定後に申請手続を行っているため、長崎県からの補助金交付決定通知を平成28年12月22日付で受けております。先ほど議員の質問の中では、繰越明許の日と言われましたけど、これは補助決定の通知の日ということでございます。この決定通知にあわせて、平成28年度の12月補正で、市の予算を計上し、議会の承認をいただいております。

本放射線防護施設の建設は、三島小学校、旧長島分校と旧原島分校の校舎の解体も含めて実施をしております。よって、初めに校舎解体工事の設計業務を発注し、これと並行して、地質調査業務、建設する施設の設計業務を平成28年度中に発注をしております。

平成29年9月、これは9月の14日でございますけれども、設計図書の完成後、速やかに入札手続を進めておりますが、見積もり期間の確保等があり、入札の執行は、同年10月となっております。

続きまして、標準工期がとれていないというところの御質問についてでございますけれども、建築主体工事の当初の請負契約の工期は、平成29年10月27日から平成30年3月31日までの156日間の約5カ月であります。設計図書・仕様等を示して入札に付し、落札された請負業者との契約を締結している以上、この工事の工期は、当初は適当であり、及び納得してのものであったということで判断をしております。

次に、玄海原子力発電所再稼働時以前に、整備完了せねばならなかったのではないかと、その整合性を危惧するという御質問に対してでございますけれども、原子力防災の災害対策、避難対策に終わりというものはなく、より有効なものとなるよう、ふだんの対策・対応が必要となります。本事業で整備している放射線防護施設もこの取り組みの中の一つであり、玄海原子力発電所の再稼働前までの完成を目標としているものではございません。

ただし、議員御質問のとおり、再稼働前に完成することができれば、住民皆様の安全・安心にさらに寄与できるものであったということは感じておりますし、反省をしております。

なお、玄海原子力発電所は、稼働停止等の状況にかかわらず、今でも、今も、そして今後もそこに原発があるわけでありますから、今後、病院や福祉施設等でも、この放射線防護施設を整備していかなければならないと考えております。

私からの答弁は以上です。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 音嶋議員のご質問にお答えいたします。ただいま事故繰越の経緯等々につきましては、総務部長が御説明したとおりでございます。しかし、私は、音嶋議員のこの質問の真意は、真意というか根底にあるものは、そんなことではなくて、どうして防護施設をつくるという決定が出たのに、何で事故繰越までするほどおくれたのかということが、私は質問の真意だと思っているわけでございます。

今、部長も申し上げましたけれども、これまでおくれたということについては、真摯に受けとめますし、音嶋議員の御指摘を真摯に受けとめたいと思っております。

そういった中で、やはり今、私は、音嶋議員と同じ気持ちでございまして、一刻も早く防護施設をつくらなければいけないという気持ちでありました。

そういった中で、ただいま総務部長が申し上げましたような手続等々を終えて、私は、一刻も早く正規な手続をして進めなさいということで、そこでちゅうちょとか、問い詰めをするとか、そういった時間の猶予はないと、直ちにきなさいということで決裁をしたところであります。

○議長（小金丸益明君） 音嶋議員。

○議員（9番 音嶋 正吾君） まず、市長の今の見解について、実直なる私の考えを申し述べます。真摯かつ実直な考えであろうと、私は、それが行政をつかさどるトップの考えであるべきと



考えております。ぜひとも、それが現実に言ったことと行動が伴う組織に変えていただきたい、そのようにこい願うものであります。

そして、総務部長の見解について申し述べます。支出負担行為を伴わなくても事故繰越はできると言われましたね。そんなことは私はあり得ないと思います。うそを言っちゃいけないですよ。契約をしたときに支出負担行為じゃないか。ね。支出負担行為をしないものを繰り越しを分ける、繰り越しをできるわけがないんだから、これはうそだ。修正を求める。

そして、工期に関しては、156日間で適切であったと申されましたね。適切であったと。ということは、6月30日までは、約90日間延ばした。そんなに時化があったんですか。いいですか。そんなに3カ月間も工事をできないような状態に陥ったのですか。私は、これ業者を責めるわけでもない。運搬の方法をどういうふうにして設計していたのかも含めて、それはあなたたちの帳尻合わせと私は認識をしております。

そして、重大な発言がありました。再稼働との関連はない。そしたら何のためにつくるんですか。何のために、いわゆる電力事業者と九州電力と行政全ての機関が、一致して初めて再稼働がありませんか。我々は、再稼働を容認しない中でも電力事業者が再稼働をしたではありませんか。ね。

最低限、NHKもこのように述べておりますよ。「大島に行けば完成しておった」と、「大島の隣、長島を訪れてみると、再稼働を翌週に控えているというのに防護施設はまだ建設中。大島のような体育館がなかったため施設を新設しなければならないから、時間がかかったと弁明をする」と、「本来であれば、避難施設が完成してから再稼働をすればいいのに地元の事情は考慮されていない」という、これは「クローズアップ現代」、NHKが取り組んだ。知っていますね。でしょう。こう述べております。住民もそうでしょう。ね。再稼働をする、そのときに事故があったらどうするんですか。行政はどう弁明するんですか、地元。そうでしょう。私は、こういうところを本当に市長、申しわけないけど、危機管理体制の欠如がひどい。言いたくないけど。

芦辺のふれあいセンター、芦辺のふれあいグラウンドのところに学校を建てるというときも、大きな砂防ダムのような施設をつくれば、建てれんことはないんですと言った。そして芦辺小学校の体育館の裏も大丈夫ですと言ったら、土砂崩れして体育館の中にも入った。私は、もっと現実の危機管理体制の整備をすべきと思います。

総括する総務部長さん、再度答弁を願いたい。工期の面、156日で適正とあなたは言ったんですか。ね。3カ月間もそんなに時化がありましたか。データを出してくださいと言いますよ。波高を何メートルと。答弁を願いたい。

○議長（小金丸益明君） 久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） まず最初に、負担行為を伴っていない部分について、繰り越しがで

きるのほうそだと、今おっしゃいました部分について答弁をさせていただきます。

財政法第42条、読み上げます。「繰越明許費の金額を除く外、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。但し、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をなし得難い事故のため年度内に支出を終わらなかつたもの（当該支出負担行為にかかる工事その他の事業の遂行上の必要に基づきこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる」。財政法42条に明記されております。以上です。

次の部分でございますけれども、確かに再稼働と、放射線防護施設の整合性の部分で言われれば、先ほど御答弁したように議員の御質問どおりということで、住民皆様の安全・安心にさらに寄与できたということで、反省の意はあらわしております。

ただ、根本的な部分で、私、危機管理としての考え方は、今回の放射線防護施設というのは防災対策であります。再稼働、これは壱岐市は容認をしておりません。ですから再稼働と結びつけた放射線防護対策は、最初から想定をしておりませんし、私は、別の時限のものと考えております。防災に対する考え方は以上でございます。

次に、工期の適正についてでございますが、もう既に請負契約の締結自体を公式に結んでおるものについて、不適切な工期であったということは申し上げられません。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 音嶋議員。

○議員（9番 音嶋 正吾君） 市の財政法42条に、ただし書きに関する事故繰越要件に関しては、私の認識違いとは考えておりませんが、プロフェッショナルのあなたたちの言われることで、再度私たちも勉強したい。支出負担行為を切っておらねばだめであるということは、もう間違いないんですからね、その事務経費の部分は容認されるということであれば、それは財政課長のほうから分けて説明がありましたから、そこら辺の認識の私が見解不足ということはある得ると思います。

しかし、総務部長、要するに防災施設としてつくったと。あれは原子力防災施設ですよ。あそこに玄海原発がなかったら、あの施設は要らないですよ。それはちょっとあなた、言い過ぎじゃないですか。ね。玄海原発があるから、あそこにつくるんですよ。本来、本土であれば、30キロ圏外の勝本があるからつくれないですよ。玄海原発があるからでしょうが。だからそんな言い方はないですよ。原子力災害のためにつくるんですよ、あれは。私は今のその認識はちょっと疑いますよ。あなたらしくないよ。答弁、それと標準工期。

○議長（小金丸益明君） 久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 音嶋議員に御回答しておりますけれども、先ほど言ったことの繰り

返しになります。私は、先ほど、玄海原子力発電所は、稼働停止等の状態にかかわらず、今でも、今も、そして今後も原発があるわけですから、放射線防護施設等の整備を継続していかなければならないと、その部分に全部包括をされておると思っておりますし、誤解を受けるような発言の組み立て方であったならば、申しわけなく思っております。

工期につきましても、標準工期というものはあるとは思いますが、あくまでも先ほど申し上げましたとおり、設計図書・仕様をもとに入札をして落札をされ、そして正規の請負契約を結んでいる以上、その工期で工事を施工するというお約束をしたものと考えております。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 音嶋議員、まとめてください。

○議員（9番 音嶋 正吾君） もちろん最後にしたいと思います。制度的に明許繰越をした場合は、次に繰り越す場合は、事故繰越しかないんです。そうでしょう。間違いなくないんですよ。それに事故繰越を認められなければ、補助金は返納しなければならんわけですね。これも間違いはないはずですよ。頭を振ってください。

要するに、市長、こういう事例は今からもあるかもしれません。突発的な災害とか、そういう場合にですね。やはり今回の場合は原発であるということ、私は重きを置いて質問をさせていただきました。くれぐれも所期の目的を達成できる、いわゆる事業の執行のあり方を兼ねてから励行をしていただきたい、そのように考えております。もしあれば、市長の見解を賜り、質問を終わります。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 先ほどから申し上げますように、私はいつも素早い対応をしないさいということをおっしゃっております。それは、対住民に対してもそうですけれども、仕事に対してもそうです。いろんな補正予算等々を年度間際に、国の決定もあることもございます。そういったもろもろの事情がございまして、仕事を素早くする、できるだけ早く着工する、そのことについては、常々申し上げておりますので、今から職員にもさらにそのことを言いたいと思っております。

ただ、問題は、そのことによって手続や云々かんぬんで、その仕事ができなかった、これが最悪でございまして、私はどのようなことをしてでも、目的を遂げる、仕事を完成する、そのことを第一義に考えたいと思っております。もちろん音嶋議員が言われる手続その他も当然でございまして、私は仕事を完成するというのが最終目的である、このことをしっかり自分自身考えて仕事にあたりたいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 以上で通告による質疑を終わります。

ほかにありませんか。牧永議員。

○議員（14番 牧永 護君） 市長の行政報告の一部にありますけど、勝本町の子供の事故については、大変申しわけなく思っております。一日も早い回復をお祈りしたいと思います。

その他の施設で点検を行ったと報告がありましたけど、その結果については、報告があつてありません。また議会としてその結果について検討するのが議会と思っておりますので、その報告を早急に提出していただきたいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 中原副市長。

○副市長（中原 康壽君） 牧永議員の御質問にお答えします。

この前も、湯の本で事故が起きましたので、各部に危険な箇所を早急に点検して、至急対応するものは対応せよというようなことで私が取りまとめております。今、とりあえず急いでやっているのは、各地域に慰霊塔がございます。その近くに必ず石塔がございますので、そこだけはもう至急修理をいたしました。そして、渡良地区で牛の忠魂碑がございますが、これは農協の品でございますので、農協とすぐ連絡を取り合って、今対応をしてもらっているという状況でございますので、箇所は調べておりますので、後で御報告をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、以上で報告第2号ほか7件の質疑を終わります。以上で8件の報告を終わります。

---

#### 日程第11．議案第40号～日程第17．議案第46号

○議長（小金丸益明君） 日程第11、議案第40号壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてから、日程第17、議案第46号水槽付ポンプ自動車1台購入契約の締結についてまで7件を議題とし、これから一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで議案第40号ほか6件の質疑を終わります。

---

#### 日程第18．議案第47号

○議長（小金丸益明君） 日程第18、議案第47号平成30年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにし

ておりますので、質疑については委員会をお願いいたします。

---

**日程第19. 議案第48号～日程第20. 議案第49号**

○議長（小金丸益明君） 日程第19、議案第48号平成30年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）及び日程第20、議案第49号平成30年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）までの2件を議題とし、これから一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで議案第48号ほか1件の質疑を終わります。

これより委員会付託を行います。

議案第40号壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてから、議案第46号水槽付消防ポンプ自動車1台購入契約の締結についてまで、及び議案第48号平成30年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）並びに議案第49号平成30年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）まで9件をタブレットに配信しております、議案付託表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託します。

お諮りします。議案第47号平成30年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）については、議長を除く15人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号については、議長を除く15人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く15名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く15名を予算特別委員に選任することに決定いたしました。

今定例会における予算特別委員会の正副委員長につきましては、議会運営委員会で協議し、産業建設常任委員会の中からとし、委員長に音嶋正吾議員、副委員長に牧永護議員と決定いたしましたので、報告いたします。

## 日程第21. 陳情第2号～日程第22. 要望第1号

○議長（小金丸益明君） 日程第21、陳情第2号壱岐海域における海砂採取に関する陳情書及び日程第22、要望第1号壱岐島開発総合センターの調理室等の改修についての要望の2件を議題とします。

ただいま上程いたしました陳情第2号及び要望第1号については、タブレットに配信しております陳情等文書表のとおり、それぞれの所管の委員会で付託します。

---

## 日程第23. 議案第50号

○議長（小金丸益明君） 日程第23、議案第50号石田町幼保連携型認定こども園新築工事（建築主体工事）請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

○市長（白川 博一君） 本議案につきましては、市民部長に説明させますので、よろしくお願ひします。

○議長（小金丸益明君） 原田市民部長。

○市民部長（原田憲一郎君） 議案第50号について御説明いたします。

石田町幼保連携型認定こども園新築工事（建築主体工事）請負契約の締結について。石田町幼保連携型認定こども園新築工事（建築主体工事）請負契約を、下記のとおり締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものです。

本日の提出です。

- 1、契約の目的、石田町幼保連携型認定こども園新築工事（建築主体工事）。
- 2、契約の方法、制限つき一般競争入札。
- 3、契約金額、2億606万4,000円。

4、契約の相手方、壱岐市石田町石田東触853番地、有限会社安川建設、代表取締役、安川昭彦氏です。

提案理由は、壱岐市議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

次のページには、参考としまして、説明資料を添付しております。

- 1、工事場所、石田町石田西触。
- 2、工事概要、木造平屋建て、延べ床面積753.78平方メートル。
- 3、工期、4の入札結果、5の予定価格については、記載のとおりです。

次のページからは、配置図、平面詳細図、立面図、外構計画図を添付しております。

以上で、議案第50号の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願ひいた

します。

○議長（小金丸益明君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第50号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。この採決は、起立によって行います。

本案は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第50号石田町幼保連携型認定こども園新築工事（建築主体工事）請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

○議長（小金丸益明君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は、6月19日火曜日午前10時から開きます。なお、6月19日から21日までの3日間は一般質問となっており、いずれも4名の議員が登壇予定となっております。壱岐ビジョン、壱岐FMにて生中継いたします。市民皆様におかれましては、御視聴いただきますよう、よろしく願いたします。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時07分散会

---